

議案第四八号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する條例(昭和三十一年三朝  
町條例第一七号)の一部を次のように改正するものとする。

# 原案可決

昭和三十四年七月十八日提出

昭和三十一年七月十八日議決  
三朝町長 坂出 雅己

加藤 幸太郎



昭和三十四年三朝町條例第

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する條例の一部を改正する條例

第四條中、「一般取員の例による」とありを、「特別取の取員の例による」に改める

第五條中、「主事相当額」とありを、「課長相当額」改める

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和三十四年七月一日から適用する